

横浜市外の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

## 【横浜市児童分】令和7年人事院勧告に伴う差額について(通知)

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

【横浜市児童分】令和7年人事院勧告に伴う差額（公定価格）（以下「人勧差額」という。）について、お知らせします。なお、本通知とあわせて「【横浜市児童分】令和7年4月分から令和8年1月分までの請求金額における端数計算の変更と今後の対応について」をご確認ください。

### 1 当初請求について

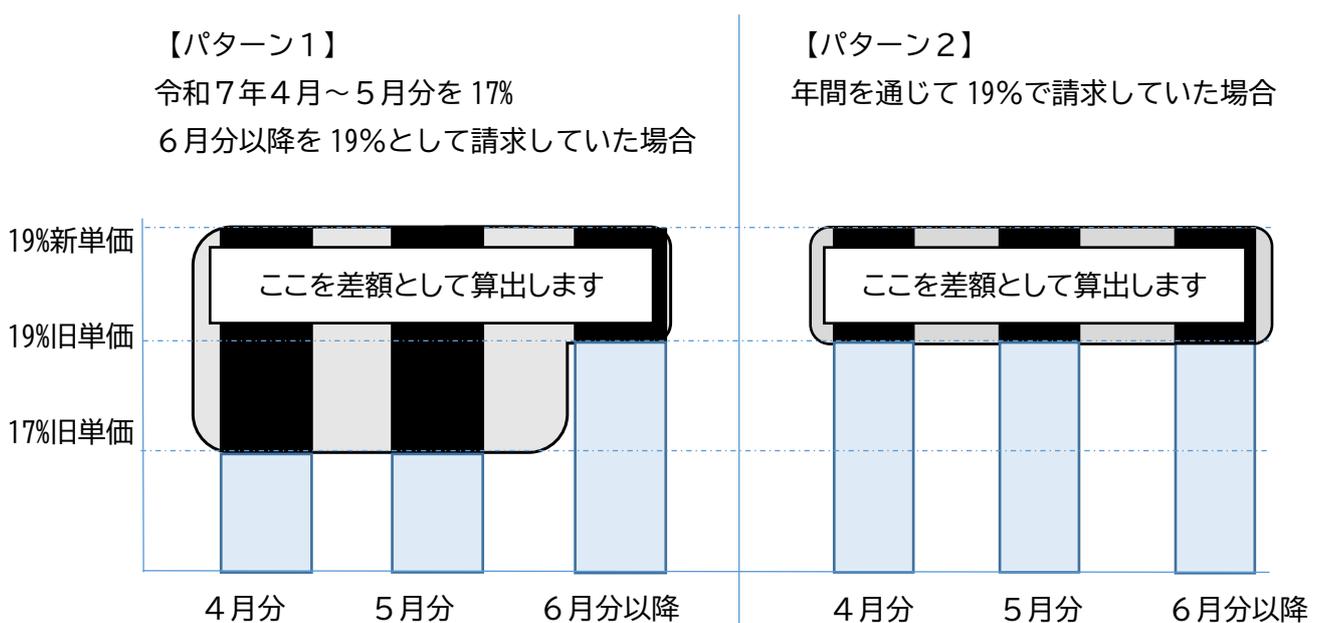
人勧差額は、4月分～3月分まで、本市でまとめて計算するため、**当初請求は、3月分まで、人勧前の単価**（以下「旧単価」という）**でご請求ください。**人勧後の単価（以下「新単価」という）での請求はできません。5月初旬ごろに、本市から人勧差額を通知します。

### 2 算出方法について

本市からご案内する人勧差額は、**請求済の加算内容【旧単価】**と、**請求済の加算内容【新単価】**の差額です。処遇改善等加算及び処遇改善等加算の加算率が関わる加算と、その他の加算で算出方法が異なります。

#### (1) 処遇改善等加算及び加算率が関わる加算について

対象月のうち、**最新月の加算率等が、通年を通して適用されます。**年度途中で、本市に請求する加算率が変わった場合（例：5月までは暫定値、6月からは確定値）、過誤再請求が済んでいないと、**下図【パターン1】**、過誤再請求が済んでいると、**下図【パターン2】**で、算出されます。人勧差額のみのお知らせが必要な場合（パターン2）は、**3月5日（木）**までに過誤再請求の書類を提出してください。



※パターン1では、処遇改善等加算の加算率分の差額が含まれてしまいます。

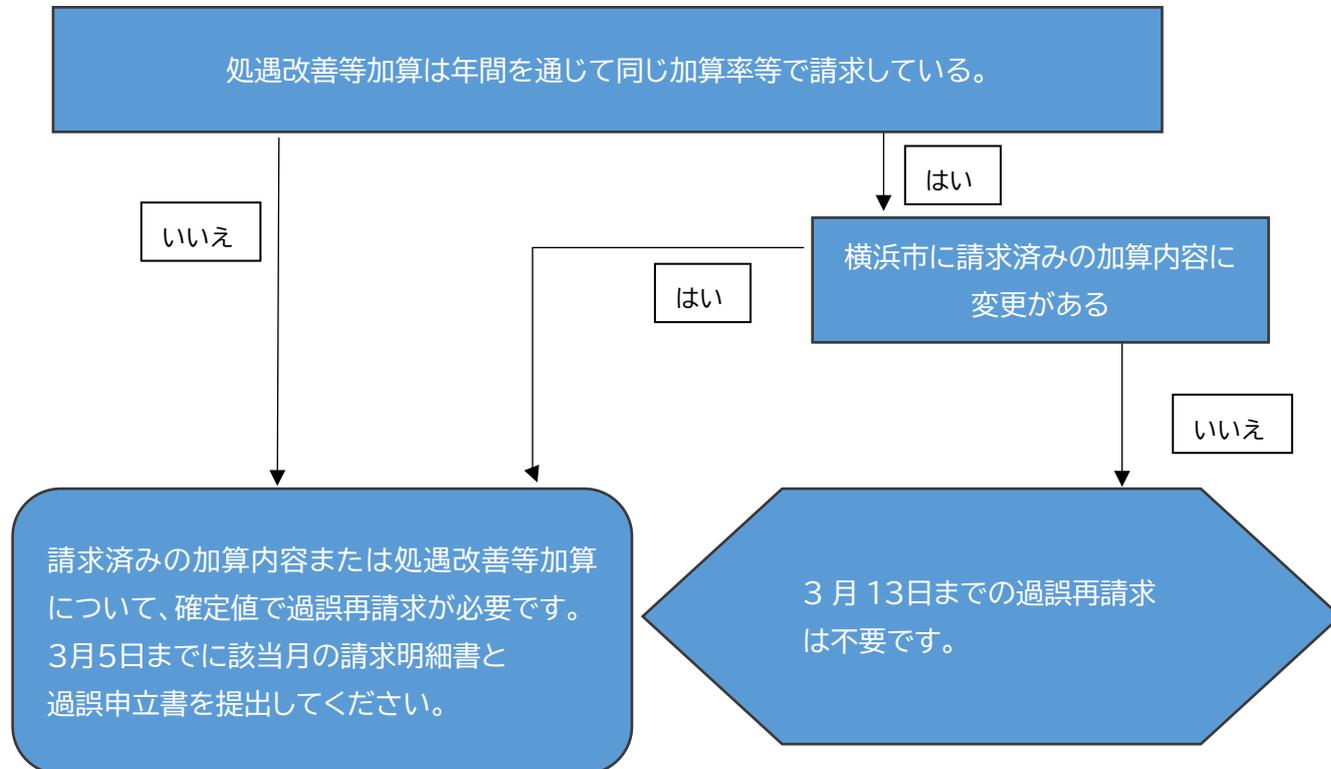
※パターン2では、人事院勧告の差額のみとなります。

## (2) 処遇改善等加算以外の加算について

請求済の加算内容【旧単価】と、請求済の加算内容【新単価】の差額が算出されます。請求済の加算内容に変更があった場合、過誤再請求が済んでいないと、変更前の加算内容で人勧差額が計算されます。

### 3 今後の手続きについて

以下のフローチャートに沿って、必要な手続きをお願いします。



### 4 スケジュール（予定）

3月5日×	【施設→横浜市】	請求明細書と過誤申立書を提出（過誤がある場合）
3月末まで	【横浜市→施設】	過誤請求分及び2月分の給付費等を支払
4月5日	【施設→横浜市】	3月分の請求があれば請求明細書を提出
4月末まで	【横浜市→施設】	過誤請求分及び3月分の給付費等を支払
5月初旬	【横浜市→施設】	人勧差額の金額を通知
5月中旬	【施設→横浜市】	人勧差額の請求書を提出
5月末	【横浜市→施設】	人勧差額の支払

【担当】 横浜市こども青少年局

保育・教育給付課市外施設給付担当

電話：045-671-0206

Mail：kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp